後期高齢者医療制度に怒る道民の会

ニュース No.13　2008年 8月9日

事務局：北海道社保協
電話011-758-2648　FAX011-758-4666

第三次不服審査請求、160人分を提出！

８月８日（金）、道庁で第三次の不服審査請求の提出を行いました。前日までに９２名の請求書が集まっていましたが、提出当日も、旭川２１名分、苫小牧１６名分、白石２６名分など各地から請求書が持ち込まれ、合計で１６０名の提出となりました。

提出には、請求人・代理人、道民の会メンバーなど１５名が参加し、６名が代表して「審査会」に手渡しました。マスコミ各社が取材に入り、記者会見では、請求人の佐藤キミさん(87)、加納千鶴子さん(79)、高橋千里さん(82)が、それぞれの思いを語り、「制度の見直しではなく、撤廃を」訴えました。

北海道の不服審査請求、合計で800人に

６月２日の第二次集団提出までの請求数（受理された数）が６２３人、その後、苫小牧での取り組みや健診に対する不服請求で１７人が提出していました。今回の１６０人の提出で、合計８００人の請求となりました。これだけ大規模な請求運動になったのは、制度に対する高齢者や道民の怒りの結果といえます。

5月に提出した19人に対する審査会の「裁決」が出る

結論は、「本件審査請求を棄却する」という不当裁決！

５月に提出した１９人の「裁決」が、８月４日に代理人に届きました。この間の、広域連合からの「弁明書」の提出、請求人からの「反論書」提出、請求人・代理人による「口頭意見陳述」を経て、審査会の不服審査請求に対する最終結論として「裁決」が出されました。

裁決は「審査請求を棄却する」として、私たちの主張を退ける不当なものです。審査会は、その理由として以下の２点を上げています。**(概要)**

１，広域連合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」や規則等で規定されているとおりに行っているので、違法または不当な点は認められない。

２，制度の憲法違反については、審査会は広域連合が法令の規定に基づいて適法に行われたかを判断するもので、制度が憲法に違反するかの判断は審査会の権限外でありこの請求は採用できない。

道民の会で、「裁決」に対する「見解」を作成し、記者会見で発表

この不当な裁決を受けて、道民の会では「見解」を作成し、内外に発表することとしました。８日の第三次提出に合わせて行った記者会見で、渡部務代表から経過を報告し、甲斐事務局長が「見解」を発表しました。

「見解」の概要は以下の通りです。

１，審査会は、第１次分の１９人に対し、「審査請求を棄却する」という裁決を下した。理由は、「法令および条例の規定に基づいておこなったもの」であるから適正であるとし、憲法違反については「権限外」として判断を避けた。裁決は「国で決めたことであるから問題がない」と言わんばかりで、高齢者の悲痛な叫びや怒りを受け止めようという姿勢がまったく見られず、機械的な裁決は遺憾であり、怒りでいっぱいである。

２，裁決の前に、審査委員に直接意見を聞いてもらうために口頭意見陳述を公開で行うように要求したが、委員は出席せず、テープレコーダーに向かって述べるという異様なものであった。主権者である請求人の訴えを真摯に聞こうとする姿勢が疑われるもとで裁決を下したことに怒りを禁じ得ない。

３，不服審査請求以降、政府・与党が次々と「見直し」を行ってきたのは、「欠陥だらけで、高齢者差別の制度」であることを政府自らが認めたことに他ならない。「廃止しかない」という国民の世論と運動はいっそう高まっている。参議院で廃止法案が可決され、臨時国会の大きな焦点となっている。

４，不服審査請求は８００名になった。今回の裁決はその内の１９名に対して行われたものであり、今後、すべての請求人に弁明書、反論書、意見陳述を経て裁決が下される。高齢者を差別する制度は一刻も続けさせるわけにはいかないことを明確にして、引き続き制度の不当性・違法性を主張していく。

審査会には、今後の審査にあたって、以上を十分考慮した判断を求める。

道民の皆さん、後期高齢者医療制度の廃止に向かってともに力を尽くしましょう。